

岩手県告示第428号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第3項の規定により、ふるさと岩手応援寄付に係る寄附金の指定納付受託者の住所又は事務所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和6年8月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定納付受託者			変更年月日
名 称	住所又は事務所の所在地		
	変更前	変更後	
株式会社アイモバイル	東京都渋谷区桜丘町22番14号 N. E. S. ビルN棟2階	東京都渋谷区渋谷三丁目26番20号 関 電不動産渋谷ビル8階	令和6年7月17日